

## 十日町市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成30年11月29日

十日町市監査委員 水 落 雅 史

十日町市監査委員 宮 澤 幸 子

### 監 査 結 果 報 告

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査対象 有限会社 湯米心まつのやま

3 監査の範囲

平成29年度の指定管理施設管理業務に係る出納その他の事務の執行状況  
(管理施設名①十日町市大巖寺高原森林総合利用施設(大巖寺高原キャンプ場)  
②十日町市農林産物直売所(希望館) ③十日町市大巖寺高原  
森林総合利用休養休憩施設(ばーどがーでん))

4 監査実施期間 平成30年10月1日 ～ 平成30年11月6日

5 監査の方法

監査にあたっては、会計帳簿・証拠書類との照合のほか、その他の事務の執行について必要と認める監査を実施した。

6 監査結果

出納その他の事務の執行については、概ね適正に行われていると認められた。

7 意見

監査対象以外にも市の指定管理を受託している施設が複数あり、一人の職員が複数の施設で勤務しているケースがあるが、施設毎に正しく人件費が配分されていない所もあるため、勤務実態に合わせて按分するよう改善願いたい。

キャンプ場のカヌー教室などのアクティビティ事業や各種イベントによる収益事業については市の指定管理業務なのか(有)湯米心まつのやまの自主事業なのか明確にされておらず、備品台帳も整備されていなかった。今後は両者で協議し、委託事業の線引きを行った上、備品台帳を整備するよう改善を求める。

今後も(株)スノーピークとの一層の信頼関係を築き相互が利益を享受できる体制を作り、キャンプ場の更なる情報発信や平日の希望館、ばーどがーでんの利用者を増やし安定的な経営ができるよう期待する。